

令和6年9月13日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小林克嘉
2番	梢正美
3番	表谷茂浩
4番	中谷松助
5番	福田晃悦
6番	南正紀
7番	寺井強
8番	堂下健一
9番	越後敏明
10番	富澤軒康
11番	櫻井俊一
12番	林一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稲岡健太郎
副町長	庄田義則
教育長	間嶋正剛
町参事兼総務課長	山下光雄
富来支所長	吉村満
企画財政課長	村井直
デジタル情報課長	三野善明
税務課長	中田龍一
住民課長	横田義浩
子育て支援課長	東山和憲
健康福祉課長	宮下隆
環境安全課長	上滝達哉
商工観光課長	福田秀勝
農林水産課長	前田稔

まち整備課長	山内 勉
富来病院事務長	笠原 雅徳
会計管理者(会計課長)	平野 雅巳
学校教育課長	藤井 専
生涯学習課長	大島 信雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向井 徹
議会事務局参事	飯田 一也
議会事務局次長	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 承認第31号、議案第53号ないし第63号及び認定第1号
ないし第8号並びに請願第2号、3号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 委員会提出 発議第3号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第3 町長追加提出 同意第2号ないし第4号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第4 議員の派遣について

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 承認第31号、議案第53号ないし第63号及び認定第1号ないし第8号

並びに請願第2号、第3号（委員長報告、質疑、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、町長提出 承認第31号、議案第53号ないし第63号及び認定第1号ないし第8号並びに請願第2号、第3号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

福田晃悦議長 総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された専決処分の承認1件と議案2件について、去る6日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、承認第31号 専決処分の報告について（令和6年能登半島地震に係る災害被害者に対する町税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）については、「令和6年能登半島地震により被害を受けた者からの償却資産に係る固定資産税の減免申請手続きを簡略化し、迅速かつ効率的に当該税額を免除するため、所要の改正を行ったもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第60号 志賀町学生交流拠点施設条例については、「本町と連携協定を締結する大学等の学生との交流による交流人口及び関係人口の拡大を図っていくことを目的に、志賀町学生交流拠点施設を設置するにあたり、新たに条例を制定するもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、対象者の拡充や施設の管理等について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第62号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、「育児休業を取得している職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員が除外されているため、支給対象に含めて支給ができるよう、所要の改正を行うもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案2件、請願2件について、去る6日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第61号 志賀町手話言語条例については、「手話への理解の促進及び普及の推進について基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本事項を定めることにより、町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として、新たに条例を制定するもの。」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、施策の推進について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第63号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、「令和5年に公布された番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。」との説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 厚生労働省の6月26日の「子どもの医療費」に関する通知撤回を求める国への意見書提出を求める請願については、紹介議員から趣旨説明を受けて、採決いたしました結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第3号 「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書」の提出を求める請願については、紹介議員及び参考人から趣旨説明を受け、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和6年度補正予算に係る議案7件及び令和5年度各会計決算に係る認定8件の計15件について、去る

4日、10日、11日の延べ3日間に渡り、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査の経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、認定第1号 令和5年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数、他14案件については、全会一致をもって可決又は認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、1日も早い震災からの復旧と被災者の生活支援を図り、これからも安心して住み続けられる志賀町を目指した復興に向けて、議会と共にご尽力いただきますよう求めまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、議案第63号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、認定第1号 令和5年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてについて、反対の立場から、請願第2号 厚生労働省の6月26日の「子どもの医療費」に関する通知撤回を求める国への意見書提出を求める請願、請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願につきましては、討論のための登壇は一回のみですので、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第63号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正は、そもそもマイナンバーカードを作るかどうか、マイナンバーカードを保険証として登録するか、しないかも、マイナ保険証を使うか、使わないかも、あくまでも、任意であるにもかかわらず、実際は事実上のマイナンバーカード、マイナ保険証への強制のような、現行何の不都合もない健康保険証の廃止に伴う条例改正であります。

もしもマイナ保険証に一本化されたら、さまざまな不安や疑問がある中、おそらく医療にたどり着けない方が続出してくると思います。何年も掛けて作り上げてきた安心の国民皆保険制度。その健康保険証の廃止は、決して容認出来るものではありません。少なくとも選択制にして、現行の健康保険証を残して頂きたいとの立場から、議案第63号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については反対とさせていただきます。

続いて、認定第1号 令和5年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

昨年度の本町一般会計予算執行では、多くの重要で必要な施策が執行されました。

なかでも1月1日発生した、能登半島地震対応では機敏な必要施策の執行がありました。

ただ予算執行の中に、あくまでも任意の事実上、原発推進団体の志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金があります。

またテストテストと子ども達にゆとりを与えず、競争をあおるような、本町独自の学力テストの委託料等があります。

原発はこの地震国において余りにも無謀であり、しかもこの暑い気候危機打開のための省エネ、再エネ普及の足かせになっています。

そのような原発の事実上の推進団体である志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金は、到底、容認出来るものではありません。

また町独自の小・中学生への大掛かりな学力テストの実施は、ただでさえ国や県の一斉学力テストがある中、余りにもゆとりのない競争をあおるもので、それよりもちよつと時間が掛っても、わかる喜びを体感出来るゆとりある学校生活が大事との立場から、町独自の小中学生への大掛りな学力テストの委託には、反対であります。

よって、認定第1号 令和5年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、反対とさせていただきます。

次に、請願第2号 厚生労働省の6月26日の「子どもの医療費」に関する通知撤回を求める国への意見書提出を求める請願についてであります。

厚労省は2023年9月、小学生から18歳未満への医療費助成を独自に行う自治体へのペナルティー、交付金の減額の廃止を決定し、今年4月から実施されています。

しかしその尻から、6月26日各都道府県の国民健康保険担当局に向け、「こどもの医療費の適正化等の取組」と称して、「外来医療費を無償化せず自己負担を設けている場合」や「無償化から窓口での支払いが必要な制度に変更した場合」など、2024年度の実施状況を踏まえ来年度から交付金に加点、いわゆる増額すると自治体に通知しました。

国の意向を交付金の増減で自治体に制度後退を押し付ける。こうしたやり方は、決して許されるものではありません。事実上のペナルティーの復活であり、子どもの疾病の早期発見と早期治療を妨げるものになりかねません。

「子どもみらい戦略加速化プラン」のなかで国が実施した「ペナルティー廃止は、子育てに対する経済的支援」としてきたことと、大きく矛盾するものであります。

よって国民の願いや自治体の努力を踏みにじる、6月26日の通知の撤回を求める請願には賛成とするものであります。

次に、請願第3号 少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書の提出を求め

る請願についてであります。

特に私は、日本の小中高等学校での学級人数は依然として多いと思います。さらなる少人数学級化で、児童、生徒が堂々と自己表明出来るように、先生とまた生徒間で意見をかわす、意見を表明する事の出来る、ゆとりある学級人数がどうしても必要との立場から、請願第3号 少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願には賛成といたします。

議員各位におかれましては、慎重なるご検討をされ、慎重なるご配慮を賜りますようお願いを申し上げまして、私の反対と賛成の討論といたします。

ありがとうございます。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第31号 専決処分の承認について(令和6年能登半島地震に係る災害被害者に対する町税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおりを決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

次に、町長提出 議案第53号 令和6年度志賀町一般会計補正予算(第4号)についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 54 号 令和 6 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)についてないし第 59 号令和 6 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第 1 号)についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 60 号 志賀町学生交流拠点施設条例についてないし議案第 62 号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第 63 号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 9 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 令和5年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 令和5年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてないし認定第8号 令和5年度志賀町立富来病院事業会計決算認定についてを、一括して採決します。

お諮りします。

各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、請願の採決を行います。

請願第2号 厚生労働省の6月26日の「子どもの医療費」に関する通知撤回を求める国への意見書提出を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

この請願は、原案のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

福田晃悦議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

次に、請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願は、原案のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本請願は、採択と決しました。

南正紀議員 議長。

福田晃悦議長 南正紀君が発言を求めておりますので、これを許可します。

6 番 南正紀君。

南正紀議員 今ほどの請願第 3 号の採択に伴い、この際、委員長提出議案を提出させていただきます。

福田晃悦議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長 南正紀君から、委員会提出 発委第 3 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました委員会提出 発委第 3 号を、日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第 1 発委第 3 号 (趣旨説明・質疑・討論・採決)

福田晃悦議長 発委第 3 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを、議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

福田晃悦議長 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

学校の現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しております。

子ども達のゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増等、教職員定数改善が不可欠となっております。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要であります。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要となります。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するよう求めるものであります。

議員各位におかれましては、子どもたちの教育に関する重要な要望案件とご理解のもと、提出趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、本案の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 3 町長追加提出 同意第 2 号ないし第 4 号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、
討論、採決)

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第 2 号ないし第 4 号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 去る 8 月 27 日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた人事案件にかかる同意 3 件について、その概要をご説明申し上げます。

同意第 2 号 志賀町監査委員の選任については、本年 9 月 23 日をもって任期満了となる代田の野崎豊昭氏に代わり、今田の山本恵三氏を新たに識見者として志賀町監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同意第 3 号 志賀町教育委員会教育長の任命については、本年 10 月 21 日をもって任期満了となる福浦港の間嶋正剛氏を引き続き、志賀町教育委員会教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同意第 4 号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年 10 月 21 日をもって任期満了となる安津見の谷内雅人氏に代わり、矢蔵谷の本谷康弘氏を新たに志賀町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質疑、委員会付託、討論省略)

福田晃悦長 お諮りします。

各件については、人事案件に付き、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

各件の採決は、起立によって行います。

まず、町長追加提出 同意第2号を採決します。

本件は、志賀町今田口の 87 番地 山本恵三氏の志賀町監査委員の選任につき、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

続いて、町長追加提出 同意第3号を採決します。

本件は、志賀町福浦港浦の 95 番地 間嶋正剛氏の志賀町教育委員会教育長の任命につき、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

間嶋正剛教育長 議長。

福田晃悦議長 教育長が発言を求めていますので、これを許可します。

間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 再任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、議会のご同意をいただき引き続き教育長としての職を担うことになり身が引き締まる思いでございます。

引き続き、志賀町の子ども達の健やかな学びと成長、また安全安心を目指し、

これまで以上に全力で職務に取り組んでまいります。

そして喫緊の課題が、地震からの復興でございます。志賀町復興計画のもと、学校教育、生涯学習関係の復興にしっかりと取り組んでまいります。

学校教育では、富来小中学校の再整備でございます。児童生徒、保護者の皆様にはたいへんなご不便をおかけしておりますが、施設の修繕復旧を進め、活動スペースを広げてまいりたいと考えております。

小中一貫教育学校の開設につきましては、このあと順次施設の設計・建設、また準備委員会を開催し、富来地域の創造的復興のシンボルとしての開校を目指してまいります。

生涯学習関係では、被災した文化スポーツ施設の復旧を進め、町民の皆様の文化スポーツ活動の再開に繋げてまいります。

また、地震後にあらたな文化財が救出されておりますので、これを機に町の文化財の保存・活用についての再整備も進めてまいりたいというふうに考えております。

先般の一般質問での南議員さんのお話の中に、たいへん印象に残るお言葉がございました。それは地震を負の遺産ではなく今後のまちづくりへの起爆剤になるような機会に、というお言葉でございました。

復興計画のスローガン「かえる、志賀町」にはこの意味が深く込められていると私は捉えております。引き続き、学校教育・生涯学習に係る施策、また復興の舵取りをしっかりと行うことが私に与えられた使命というふうに痛感しております。

議会の皆様におかれましては引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞまたよろしく願いいたします。

福田晃悦議長 続いて、町長追加提出 同意第4号を採決します。

本件は、志賀町矢蔵谷ラの1番地106 本谷康弘氏の志賀町教育委員会委員の任命につき、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

日程第4 議員の派遣について

福田晃悦議長 次に、議員の派遣についてを、議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員を派遣することにしたいと思います。

東京都内で開催される第14回全国原子力発電所立地議会サミットに参加し、住民の安全・安心の確保と地域の振興に資することを目的に、議員を派遣するものであります。

派遣議員は、林一夫議員、櫻井俊一議員、冨澤軒康議員、越後敏明議員、寺井強議員、南正紀議員、中谷松助議員、表谷茂浩議員、梢正美議員、小林克嘉議員、私福田晃悦の11名で、期間は本年10月31日から11月1日までの2日間であります。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今の議員派遣について、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については議長に委任されました。

日程第5 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和6年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時47分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第20号
例月出納検査の結果について
(令和6年8月26日実施)

- 2 議長報告第21号
議員の派遣結果報告書

- 3 議長報告第22号
健全化判断比率報告書

- 4 議長報告第23号
資金不足比率報告書

- 5 議長報告第24号
陳情書について

- 6 議長報告第25号
入札結果調書について
(令和6年8月28日 4件)

- 7 議長報告第26号
委員会審査報告書について

- 8 議長報告第27号
閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 中 谷 松 助

志賀町議会議員 南 正 紀